BUSINESS ビジネス

意外と知らない 米国裁判

第7回 【メディエーションによる和解】

大橋 弘昌氏
大橋＆ホーン法律事務所
パートナー
慶応義塾大学法学部法律学科卒業。サザンメソジスト大学ロースクール卒業。テキサス州ダラスのヘインズアンドブーン法律事務所勤務を経て、2002年に6人の米国人弁護士と共に法律事務所を設立する。
電話：646-257-3680
URL：www.ohashiandhorn.com

法廷における陪審員の前での裁判、トライアルにおいては、どのような判決が出るか分からない。法の分野では素人である12人の陪審員が判断を下すトライアルにおいては、原告、被告、どちらにとっても、確実に勝てる裁判などありえないのだ。トライアルに望むのは、極端な言い方をすれば、サイコロを転がして、数をあてるようなものだ。どのような結果がでるか予想がつかない。そうであれば、なるべく早めに和解した方がよい。ディスカバリーを通じて自分に有利な証拠を集めた後は、それを交渉のカードとして使いながら、なるべく早期の和解を図らなくてはいけない。早く和解したいのは、裁判官にとっても同様。一つの裁判所はいくつもの裁判を抱えている。なるべく早く終結させないと、パンクしてしまう。それゆえもあって、裁判官も、原告、被告双方に和解を促す。

トライアル前に和解するきっかけとなりうる手続は、メディエーション（mediation）、調停手続だ。今回は、このメディエーションについて説明する。

通常、裁判においては、裁判官の示した裁判スケジュール中に「○年○月○日までに、メディエーションを行いなさい」と書いてある。メディエーションを仕切るのは、裁判官ではない。原告、被告、双方が合意して選んだメディエーターだ。メディエーターは、通常、元裁判官といった人がなり、メディエーターの資格を持っている。メディエーションを取り仕切り、裁判を和解に導き、終結させることによりフィーを受け取るわけで、いわばメディエーションを、ビジネスとして営んでいる。裁判官のような、いわゆる公務員ではない。

メディエーションを行うことが決まると、原告、被告双方が、メディーエーターとして選びたい人たちをリストアップする。誰をメディエーターにすればよいか分からないような場合、例えば、American Arbitration Associationなどにコンタクトすれば、紹介してもらえる。メディエーターの評判などを確認し、お互い自分にとってのメリット、デメリットを考えた上で、原告と被告がやりとりし、最終的に一人のメディエーターに決定する。お互いが合意した人が選ばれるので、通常、中立の人が選ばれることになる。

メディエーターが決まると、原告、被告双方が、自分たちの主張を分かりやすくまとめた、position statementを作成し、それをメディエーターに送る。メディエーターが自分たちに有利に判断してくれるよう、しっかりと伝えなければならない。

例えば、A社とB社が、半導体の共同事業を行うことになったケース。A社はB社に対して、A社の半導体製造技術に関する機密情報を開示するにあたり、機密保持契約を取り交わした。機密保持契約には「B社は、A社の機密情報を、A社とB社の共同事業と別のところで、自社あるいは第三者の利益のために用いてはならない」とある。しかし、それにもかかわらず、実際には、B社は、A社から機密情報を受け取ると、A社との共同事業をやめてしまった。そしてB社は、A社の機密情報を用いて、自社だけで半導体事業を始めてしまった。

こういった過去の経緯について、A社は自分の立場に有利となるよう、position statement中に説明する。「A社は、機密保持契約にしたがい、B社との半導体の共同事業のために、自らの機密情報を開示した」「共同事業を実行していたとすれば、A社が得られた利益は何百万ドルだ」などと書いてある。

もちろん、B社も自社に有利な判断に役立つよう、過去の経緯について、position statement中に説明する。「機密保持契約で守られている機密情報は、B社単独の事業には一切用いていない」といった主張をするのだ。

通常、メディエーションの、例えば1週間前くらいがposition statementの提出期限日となっている。メディエーターは、position statementや今まで原告と被告の間でやりとりされた裁判書類を読んだ上で、メディエーションに臨むことになる。

メディエーションには、原告、被告双方とも、和解の決定をすることができる、ある程度の権限を持った人が、会社を代表して参加しなければいけない。メディエーションは、裁判所が和解を勧告して催されるのだ。和解をする意図をもって臨まなければならない。

メディエーション当日の流れはどのようなものだろうか。ある程度の規模の裁判、例えば前述の半導体の共同事業を巡る、機密保持契約違反の裁判のメディエーションであれば、最低丸一日はかかるので、朝9時くらいから行われる。場所は、メディエーターのオフィスの会議室、弁護士事務所の会議室、あるいはホテルの会議室などだ。メディエーションにおいては、原告、被告双方が別々の部屋に陣取るので、最低、2つは会議室が必要だ。

メディエーションがどのように始まるかについて、色々な方法がありうるが、例えば、原告被告が顔を合わせることを厭わない場合は、一番最初に、原告被告、それぞれの弁護士が会議室に一堂に介し、対峙する形で座り、その上座、いわゆるお誕生日席に、メディエーターが座る。そして、メディエーターの簡単な話の後、お互いの弁護士が、自らの主張を述べる。これをopening statementという。何度も経験しているが、いつも何ともいえない緊張した雰囲気になる。機密保持契約で守られていたはずの機密が流用され、相手方がそれを利用して事業を始めた、などといったケースでは、原告は被告に対して怒りと裏切りを感じているわけで、会議室にそういった雰囲気が流れるのだ。

Opening statementが終わると、原告被告は分かれてそれぞれの部屋に陣取る。なお、原告被告の両方あるいは片方が、感情的になっていて、顔を合わせない方がよい場合、最初から、原告被告が分かれて、部屋に陣取ることもある。そういったときには、opening statementは、それぞれが、相手方がいないところで、メディエーターに対してだけ述べる、というようにアレンジすることになる。

次回は、原告被告がそれぞれの部屋に分かれた後、実際に、どのように、メディエーターが和解を進めていくのかについて、説明する。